旧規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第三改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量二・八トン以下、長さ三・四メートル以下及び幅一・四八メートル以下のものに備えるフルラップ前面衝突時の乗員保護装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号に基づき行われた認定（電力により作動する自動車に備える後面衝突時の感電防止装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号に基づき行われた認定（電力により作動する原動機を有する自動車に備える後面衝突時の感電防止装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定（視界内表示投影装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定（視界内表示投影装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の六下欄に掲げる第百六十七号に基づき行われた認定（令和十三年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十一号の六下欄に掲げる第百六十七号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルトに係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第十改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルト及び年少者用補助乗車装置の取付けに係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十三号に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、第五条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十四号に基づき行われた認定とみなす。

（自動車型式指定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち、道路運送車両法関係手数料規則第三条、別表第一及び別表第二の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、十八万八千円 二　別表第一第二号から第百七十四号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額 イ　（略） ロ　三万二千円に当該指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額	（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円 二　別表第一第二号から第百三十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額 イ　（略） ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額